

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

平成 23 年 7 月 14 日
 理事長 間宮 忠敏

訪日外客数・出国日本人数 (2011 年 6 月推計値、4 月暫定値)

Visitor Arrivals and Japanese Overseas Travelers

- ◇6 月：訪日外客数 / 前年同月比 36.0%減の 43 万 3 千人に……………P3
 ◇6 月：出国日本人数 / 前年同月比 2.9%減の 127 万 4 千人に……………P4

2011 年 6 月 推計値

頁/Page

- ◆総括表：2011 年 訪日外客数・出国日本人数 …………… 1-2
 2011 Visitor Arrivals and Japanese Overseas Travelers
 ◆解 説：2011 年 6 月 訪日外客数・出国日本人数 …………… 3-19

2011 年 4 月 暫定値

- ◆数 表：2011 年 4 月 国・地域別/目的別 訪日外客数 (暫定値) …………… 20
 Visitor Arrivals by Country/Area & Purpose of Visit for Apr. 2011 (provisional)
 2011 年 1 月～4 月 国・地域別/目的別 訪日外客数 (暫定値) …… 21
 Visitor Arrivals by Country/Area & Purpose of Visit for Jan.- Apr. 2010 (provisional)
 2006 年～2010 年 各国・地域別 日本人訪問者数 (受入国統計) …… 22
 Japanese Overseas Travelers by Destination (Visitor Arrivals from Japan) 2006 – 2010

お問い合わせ先：企画部 調査研究グループ
 TEL：03-3216-1905



平成23年 訪日外客数・出国日本人数

2011 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers

日本政府観光局(JNTO) 企画部
Corporate Planning Department, Japan National Tourism Organization
Tel: 03-3216-1905

平成23年7月14日
14/Jul/2011

(単位: 人 / Unit: Persons)

月 Month	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	平成22年 2010	平成23年 2011	伸率 Change %	平成22年 2010	平成23年 2011	伸率 Change %
1 Jan.	640,346 (437,752)	714,099 (505,543)	11.5 (15.5)	1,264,299	1,282,348	1.4
2 Feb.	664,982 (514,106)	679,398 (506,446)	2.2 (-1.5)	1,289,825	1,391,193	7.9
3 Mar.	709,684 (484,298)	352,666 (190,723)	-50.3 (-60.6)	1,563,113	1,420,584	-9.1
4 Apr.	788,212 (601,872)	295,826 (108,820)	-62.5 (-81.9)	1,212,959	1,114,906	-8.1
5 May	721,348 (536,880)	* 358,000	* -50.4	1,262,453	* 1,156,000	* -8.4
6 June	677,064 (511,123)	* 433,100	* -36.0	1,312,608	* 1,274,000	* -2.9
7 July	878,582 (714,623)			1,405,335		
8 Aug.	802,725 (613,413)			1,642,240		
9 Sept.	717,756 (498,421)			1,541,041		
10 Oct.	727,278 (507,872)			1,437,105		
11 Nov.	634,818 (435,315)			1,397,424		
12 Dec.	648,380 (506,299)			1,308,822		
1~6 Jan.-Jun.	4,201,636 (3,086,031)	* 2,833,100	* -32.6	7,905,257	* 7,639,000	* -3.4
1~12 Jan.-Dec.	8,611,175 (6,361,974)			16,637,224		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 平成22年1~12月は確定値、平成23年1~4月は暫定値、*部分はJNTOが独自に算出した推計値である。

◆注3: 訪日外客数(確定値・暫定値)は法務省資料を基にJNTOが算出し、出国日本人数(確定値・暫定値)は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: 訪日外客(確定値・暫定値)とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

◆注5: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Jan. - Apr. 2011 are provisional, while * stands for the preliminary figures estimated by JNTO.

◆Note 3. Provisional and definitive figures for Visitor Arrivals are compiled by JNTO (source: Ministry of Justice), and provisional and definitive figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2011年6月 訪日外客数 (JNTO推計値)

Visitor Arrivals for Jun. 2011 (Preliminary figures by JNTO)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2010年 6月	2011年 6月	伸率(%)	2010年 1月～6月	2011年 1月～6月	伸率(%)
総数	Grand Total	677,064	433,100	-36.0	4,201,636	2,833,100	-32.6
韓国	South Korea	179,088	103,800	-42.0	1,169,286	840,800	-28.1
中国	China	103,706	61,500	-40.7	703,980	463,300	-34.2
台湾	Taiwan	113,900	87,700	-23.0	622,537	424,200	-31.9
香港	Hong Kong	47,490	28,500	-40.0	254,075	143,700	-43.4
タイ	Thailand	9,967	7,500	-24.8	111,963	60,700	-45.8
シンガポール	Singapore	17,644	8,900	-49.6	77,339	46,100	-40.4
豪州	Australia	16,171	9,400	-41.9	117,183	86,300	-26.4
米国	U.S.A.	71,781	50,700	-29.4	368,060	257,100	-30.1
カナダ	Canada	10,378	6,100	-41.2	77,845	46,200	-40.7
英国	United Kingdom	12,071	8,500	-29.6	91,159	62,700	-31.2
フランス	France	9,686	5,900	-39.1	71,019	41,400	-41.7
ドイツ	Germany	8,550	4,900	-42.7	58,023	33,800	-41.7
マレーシア	Malaysia	8,295	4,700	-43.3	54,791	33,700	-38.5
インド	India	5,813	4,500	-22.6	34,379	28,500	-17.1
ロシア	Russia	3,750	2,000	-46.7	24,056	15,100	-37.2
その他	Others	58,774	38,500	-34.5	365,941	249,500	-31.8

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2010年の数値は確定値、2011年の数値はJNTOが独自に算出した推計値である。

◆注3：訪日外客(確定値)とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2011 stands for the preliminary ones estimated by JNTO.

2011年6月 訪日外客数・出国日本人数 推計値

【訪日外客数】 6月は前年同月比36%減少

6月	433,100人 (前年同月比36.0%減、244,000人減)
1~6月	2,833,100人 (前年同期比32.6%減、1,368,500人減)

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2008年(681,563人)と比べ、約248,500人少なかった。但し、世界的な景気低迷と円高、新型インフルエンザの影響を受けた2009年6月(424,427人)と比べると、約8,700人多かった。本年6月の訪日外客数の減少幅は、前年同月比36.0%減となった。東日本大震災の発生後、減少幅は徐々に縮小傾向にある。

本年1月~6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月~6月累計(4,336,889人)と比べ、約1,503,800人少なかった。

注： 東日本大震災発生後の訪日外客の減少幅は、3月(12日~31日)が前年同期比73%減、4月が前年同月比62.5%減、5月が同50.4%減、6月が同36.0%減であった。

注： 月次ベースでの訪日外客の減少幅は、過去50年間の全ての月で、2011年4月(前年同月比62.5%減)が最大であった。次いで、2011年5月(同50.4%減)、2011年3月(同50.3%減)、1971年8月(同41.8%減)、2009年2月(同41.3%減)、1971年5月(同39.7%減)、2009年6月(同37.7%減)、2011年6月(同36.0%減)の順となった。

【要因】 放射能汚染に対する警戒心などから、訪日旅行への不安が依然継続

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に、福島第一原子力発電所事故が完全に収束しておらず、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。
- 同震災発生後、日本と諸外国を結ぶ航空便が縮小している。

注： 主要12か国(地域)の中では、韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、豪州、米国、フランスの9か国(地域)で縮小している。

- 近年人気が出ている中国から九州への6月分のクルーズ旅行が、同震災の影響により全て中止された。訪日教育旅行も全て延期・中止された。
- 同震災発生後、訪日旅行の主要送り出し国(地域)政府は、被災地や日本全体への渡航の自粛、延期、退避を求める勧告を継続していたが、6月までの間に、その内容が緩和された。

注： 主要12か国(地域)政府による訪日渡航勧告の状況(6月分、対象地域別に◆で記載)

- ◆ 日本各地(深刻な被災地を除く地域)への安全に関する注意喚起： 中国
- ◆ 東北3県からの退避勧告： タイ
東北の被災地への旅行回避勧告： カナダ
東北3県の沿岸地域への渡航回避勧告： シンガポール
東北沿岸部への渡航再考勧告： 豪州
東北などへの渡航自粛勧告： 英国
福島県全域、岩手県・宮城県の各沿岸地域への渡航自粛勧告： 韓国
東北1県・関東2県への観光旅行自粛勧告： フランス
東北3県・関東1県への渡航注意勧告： 香港
- ◆ 福島県からの退避勧告： 台湾
福島県への渡航自粛勧告： フランス
- ◆ 東日本大震災の被災地への渡航延期勧告： タイ
東日本大震災の深刻な被災地への訪問自粛勧告： 中国
- ◆ 福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内への渡航回避勧告・同圏内からの退避勧告： シンガポール
福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内への渡航延期勧告： 香港
福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告： 韓国、豪州、米国、カナダ

福島第一原子力発電所の半径 60 キロ圏内からの退避勧告： 英国
 福島第一原子力発電所の半径 40 キロ圏内からの退避勧告： フランス
 福島第一原子力発電所の半径 30 キロ圏内及び隣接する 1 市・2 村からの退避勧告： ドイツ
 福島第一原子力発電所の半径 30 キロ圏内及び隣接する 2 市・1 町・1 村への渡航制限勧告： 韓国
 福島第一原子力発電所の動向に関する、東京以東の英国人居住者を対象とした注意勧告： 英国

- 燃油サーチャージの上昇や、米ドル、香港ドルなどに対する円高傾向が、マイナスに作用している。
- 一方、4 月以降、訪日団体ツアーが徐々に再開している。福島第一原子力発電所事故への警戒心もあり、集客状況は同震災発生前のように好調ではないものの、集客努力の一環として、旅行会社が訪日団体ツアーを割安料金で販売したことなどが奏功し、訪日旅行需要が下支えされた。また、一部の航空会社が 6 月に、日本行き割安航空運賃を設定したことも、プラスに作用した。

注： 主要 12 か国（地域）のうち、6 月には、韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、米国、カナダ、英国、フランスで訪日団体ツアーの催行が確認された。

- 訪日旅行の安全性をアピールするため、海外の一般消費者や旅行関係者、報道関係者に対して、以下の対策が国・地方レベルで講じられている。香港やタイのテレビでは 6 月に、震災後の訪日旅行の話題が取り上げられ、旅行需要の下支えにプラスに作用した。
 - JNTO ウェブサイト、海外の旅行博などを通じた、日本の現状に関する正確な情報の発信
 - 旅行関係者を対象とした訪日視察旅行の実施、訪日旅行商品の造成支援
 - 報道関係者を対象とした訪日旅行の取材支援

【出国日本人数】 4 か月連続の減少

6 月	1,274,000 人 （前年同月比 2.9%減、39,000 人減）
1～6 月	7,639,000 人 （前年同期比 3.4%減、266,000 人減）

本年 6 月の出国日本人数は、これまで 6 月として過去最高を記録していた 2001 年（1,460,542 人）と比べ、約 187,000 人少なかった。月別では、本年 3 月以降、4 か月連続の前年同月比減となった。

本年 1 月～6 月累計の出国日本人数は、これまで過去最高を記録していた 2001 年 1 月～6 月累計（8,672,569 人）と比べ、約 1,034,000 人少なかった。

【要因】 東日本大震災により、被災地からの海外旅行需要が減退

- 東日本大震災の発生により、被災地からの海外旅行需要が減退した。また、全国的に旅行自粛ムードが広がり、海外旅行意欲が萎縮した。
- 同震災の発生後、日本と諸外国を結ぶ航空便が縮小している。また、津波の被害等により、仙台空港と韓国、中国、台湾の諸空港を結ぶ定期便が、6 月にも欠航した。

注： 6 月に運航された仙台空港発の国際航空便は、欧州（スペイン、スイス）行きチャーター便 2 便のみであった。

- 中東・北アフリカの一部諸国では、今年に入り大規模な反政府デモが発生し、イエメン、リビア、シリアでは内乱へと発展、6 月にも内乱状態が継続した。また、エジプトのカイロでは、6 月 28 日以降、散発的にデモが発生している。
- その他、コートジボワールでの大統領選挙後の政治的混乱（2010 年 12 月上旬～）、

パキスタンのカイバル・パクトゥンクワ州各地（3月下旬～）、カラチ（4月21日、26日）、イスラマバード（6月13日）などでの爆弾テロ事件、ベラルーシ・ミンスクでの爆弾テロ事件（日本時間4月12日）、ナイジェリア大統領選挙（4月16日）後の北部各州での暴動発生、モロッコ・マラケシュでの爆弾テロ事件（4月28日）、ドイツなどでの病原性大腸菌（O-104）による食中毒発生（5月中旬～）、グルジアでの反政府デモ発生（5月21日～26日）、アイスランド・グリムスボトン火山の噴火（5月21日～5月下旬）による同国等の空港閉鎖、中国中南部での大雨による水害（6月3日～6月下旬）、チリ・コルドンカウジェ火山の噴火（6月4日～）による南米・オセアニアの一部空港閉鎖、エリトリア・ダビ火山の噴火（6月12日～）による同国及びエチオピアの一部空港閉鎖、ナイジェリア・マイドゥグリでの爆弾テロ事件（6月26日）なども、局地的な阻害要因となった。

【市場別 訪日外客数（推計値）】

◆韓国

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は42.0%減

6月： 103,800人（前年同月比42.0%減、75,300人減）
1～6月： 840,800人（前年同期比28.1%減、328,500人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2008年（195,661人）と比べ、約91,900人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～6月累計（1,322,449人）と比べ、約481,600人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。
- 同震災発生後、日韓航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された主な航空便（6月分）

仙台⇄ソウル（仁川）	2011年3月12日から6月30日まで、週7便を運休（アジアナ航空）
茨城⇄ソウル（仁川）	2011年3月12日から10月29日まで、週7便を運休（アジアナ航空）
旭川⇄ソウル（仁川）	2011年3月19日から6月30日まで、週2便を運休（アジアナ航空）
福島⇄ソウル（仁川）	2011年3月21日から6月30日まで、週3便を運休（アジアナ航空）
函館⇄ソウル（仁川）	2011年3月23日から6月12日まで、週3便を運休（但し、5月5日、8日、10日は運航） （大韓航空）
青森⇄ソウル（仁川）	2011年3月23日から8月31日まで、週4便を運休（大韓航空）
羽田⇄ソウル（仁川）	2011年3月24日から6月6日まで、週7便を運休（アジアナ航空）
長崎⇄ソウル（仁川）	2011年3月28日から6月30日まで、週4便を運休（但し、6月4日、6日は運航） （大韓航空）
大分⇄ソウル（仁川）	2011年4月1日から8月31日まで、週2便を運休（大韓航空）
静岡⇄ソウル（仁川）	2011年4月28日から8月31日まで、週7便を週3便に減便（大韓航空）
成田⇄ソウル（仁川）	2011年4月6日から6月23日まで、週14便を週7便に減便（但し、ゴールデンウィーク期間中を除く）（日本航空）
成田⇄釜山	2011年4月6日から6月23日まで、週14便を週7便に減便（但し、ゴールデンウィーク期間中を除く）（日本航空）
羽田⇄ソウル（金浦）	2011年4月6日から6月23日まで、週21便を週14便に減便（日本航空）
北九州⇄ソウル（仁川）	2011年5月20日から7月20日まで、週3便を運休（チェジュ航空）

注： 東日本大震災発生後に拡大された航空便（6月分）

新千歳⇄ソウル（仁川）	2011年5月5日、週2便で新規就航（イースター航空）
成田⇄ソウル（仁川）	2011年6月14日以降、1日4便のうちの1便の航空機材を大型化して運航（大韓航空）
関西⇄済州	2011年6月22日、週3便で新規就航（チェジュ航空）
成田⇄釜山	2011年6月23日、週7便で新規就航（エアプサン）

注： 東日本大震災発生後に縮小された航路（6月分）

北九州⇄光陽	2011年3月28日以降、週1往復便を運休（光陽フェリー）
対馬（厳原、比田勝）⇄釜山	2011年3月28日から6月16日まで、平日1便、及び週末2～3便を運休、 2011年6月17日以降は、平日1便のみを運休し、週末は運航（大亜高速海運）

- 同震災発生後、韓国外交通商部が発出していた渡航勧告の大半が、6月までの間に解除された。これにより、旅行地としての日本に対する警戒感は和らいだ。但し、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告と、福島第一原子力発電所の半径30キロ圏内及び隣接する2市・1町・1村への渡航の制限勧告、福島県全域と、岩手県・宮城県の各沿岸地域への渡航の自粛勧告については、6月

も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・韓国外交通商部は3月13日に、福島第一原子力発電所から半径30キロ以内を「渡航制限地域」、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県を「渡航自粛地域」、東京と千葉県を「渡航注意地域」にそれぞれ指定した。
- ・韓国外交通商部は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在する韓国人に対して、退避を勧告した。
- ・韓国外交通商部は4月13日に、福島県飯館村、川俣町、田村市、南相馬市を「渡航制限地域」に追加指定した。また、青森県を「渡航自粛地域」から除外した。
- ・韓国外交通商部は5月17日に、東京と千葉県に対する「渡航注意地域」の指定を解除した。
- ・韓国外交通商部は6月16日に、岩手県と宮城県の各内陸地域、及び茨城県全域に対する「渡航自粛地域」の指定を、「渡航注意地域」に緩和した。

- 韓国の旅行会社では、訪日旅行需要激減の現状を打開すべく、6月も引き続き、九州、関西、北陸などへの旅行商品を、通常の半額程度の料金で販売した。これにより、訪日個人旅行の需要が喚起された。
- 日中韓3国首脳は、5月22日に東京で「第4回日中韓サミット」を開催し、3国間の観光交流を発展させることを確認した。また、日中韓3国の観光担当大臣は、5月28日から31日まで韓国で「第6回日中韓観光大臣会合」を開催し、震災に関する正確な情報を発信することや、訪日客の回復に向けて協力し合うことなどについて合意するとともに、3国間の観光交流を拡大することや、観光交流拡大の制約要因に対する危機管理マニュアルを共同で開発することなどについて共同声明を発表した。

注： 訪日旅行の安全性をアピールするため、旅行博などの場での情報発信、旅行会社関係者を対象とした訪日視察旅行の実施、報道関係者に対する訪日取材の支援などの対策が、国・地方レベルで講じられた。

- 本年6月の祝日（顕忠日：戦没者追悼日）は曜日の並びが良かったため、外国旅行需要が高まった。

注： 本年の顕忠日は6月6日（月）で、土日と合わせて3連休となった。

◆中国

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は40.7%減

6月： 61,500人（前年同月比40.7%減、42,200人減）

1～6月： 463,300人（前年同期比34.2%減、240,700人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2010年（103,706人）と比べ、約42,200人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2010年1月～6月累計（703,980人）と比べ、約240,700人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。
- 同震災発生後、日中航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された主な航空便（6月分）

仙台⇄大連⇄北京 2011年3月11日以降、週2便を運休（中国国際航空）

仙台⇄上海（浦東）⇄北京 2011年3月12日以降、週3便を運休（中国国際航空）

仙台⇄長春 2011年3月14日から6月30日まで、週2便を運休（中国南方航空）

福島⇄上海（浦東） 2011年3月17日から10月30日まで、週2便を運休（中国東方航空）

成田⇄上海（浦東） 2011年3月27日から6月15日まで、週21便を週14便に減便（中国国際航空）

羽田⇄北京 2011年3月27日から6月30日まで、週14便を週7便に減便（中国国際航空）
 那覇⇄上海（浦東） 2011年3月27日から7月31日まで、週4便を週2便に減便（中国東方航空）
 成田⇄北京 2011年3月28日以降、週7便を運休（ユナイテッド航空）
 新千歳⇄北京 2011年3月29日から7月末まで、週4便を週2便に減便（中国国際航空）
 富山⇄大連⇄北京 2011年4月1日から10月28日まで、週7便を週4便に減便（中国南方航空）
 成田⇄北京 2011年4月6日から6月30日まで、週14便を週7便に減便（日本航空）
 関西⇄上海（浦東） 2011年4月11日から6月18日まで、週7便を運休（上海航空）
 成田⇄北京 2011年4月18日から6月30日まで、週14便を週7便に減便（全日空）
 新千歳⇄上海（浦東） 2011年6月3日、7日、10日、12日、14日、17日、21日、24日、26日、28日の便を運休（中国東方航空）
 静岡⇄上海（浦東） 2011年5月11日から6月29日まで、週4便を週2便に減便（中国東方航空）
 長崎⇄上海（浦東） 2011年5月27日から6月13日まで、週2便を運休（中国東方航空）
 関西⇄南京 2011年6月6日、13日、20日、27日に運休（中国東方航空）
 関西⇄北京 2011年6月の間、週14便を週8便に減便（中国国際航空）
 岡山⇄大連⇄北京 2011年6月2日、7日、9日、16日、21日、23日、28日、30日の便を運休（中国東方航空）
 関西⇄成都 2011年6月6日、13日、20日、27日の便を運休（中国国際航空）
 その他、2011年3月以降、増便が予定されていた航空便が相次いで延期された。

注： 東日本大震災発生後に拡充・回復された主な航空便（6月分）

中部⇄上海（浦東） 2011年3月27日以降、週7便で運航を再開（全日空）
 成田⇄北京 2011年6月2日以降、週12便を週19便に回復（中国国際航空）
 成田⇄成都 2011年6月16日以降、週2便で新規就航（中国国際航空）
 成田⇄成都 2011年6月20日以降、週7便で新規就航（全日空）

● 同震災発生後、日本へのクルーズ船の寄港が全て中止されている。

注： 同震災発生以前に九州に寄港していたクルーズ船のうち、「ロイヤル・カリビアン・インターナショナル」は8月3日から、「コスタ・クルーズ」は8月28日から、それぞれ運航が再開される予定である。

- 子供は大人よりも放射線被曝の影響が大きいという報道が中国でなされたことから、一人っ子政策により特に子供の安全を重視する中国では、訪日教育旅行が敬遠されている。
- 同震災発生後、中国外交部と中国国家旅遊局が発出していた渡航勧告の大半が、4月までの間に緩和された。これにより、訪日団体ツアーの催行が再開されている。但し、東日本大震災の深刻な被災地への訪問自粛勧告と、それ以外の日本全域への安全に関する注意喚起は、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・中国外交部と中国国家旅遊局は3月11日に、日本への渡航については慎重に判断し、福島、仙台など被害が深刻な地域への渡航は避けるよう勧告した。
- ・中国国家旅遊局は3月15日に、東日本大震災の被災地への渡航を延期するよう勧告した。
- ・中国外交部は3月15日に、東日本大震災の被災地から退避するよう勧告した。
- ・中国外交部と中国国家旅遊局は4月29日に、東日本大震災の深刻な被災地への訪問は自粛し、日本の他の地域を訪問する予定の中国人観光客は、訪問先の衛生状態、及び日本の関係当局が出す情報に注意を払うよう求めた。

- 訪日団体ツアーの料金が、震災後、旅行会社による集客努力と、航空運賃の値下げなどにより下がっている。訪日旅行の需要喚起にはプラスに作用している。
- 5月30日から6月4日まで、中国国家旅遊局の邵琪偉 局長が、日本の旅行関係者、記者、政財界と交流するため、約100人の訪問団（省・市・自治区の旅遊局局長、旅行会社の責任者）を率いて来日した。また、6月16日には、中国の旅行会社と日本の地方自治体などとの間で、訪日旅行の現状や見通しなどについて意見交換するため、北京で「日中観光交流促進会」が開催された。更に、中国の各旅行博やイベントなどを通じて、訪日旅行の安全性に関する情報発信を行った。これらを通じて、訪日中国人観光客の回復のための土台が強化された。

注： これに先立ち、日中韓3国首脳は、5月22日に東京で「第4回日中韓サミット」を開催し、3国間の観光交流を進展させることを確認した。また、日中韓3国の観光担当大臣は、5月28日から31日まで韓国で「第6回日中韓観光大臣会合」を開催し、震災に対して正確に情報発信を行うことや、訪日客の回復に向けて協力し合うことなどについて合意するとともに、3国間の観光交流を拡大することや、観光交流拡大の制約要因に対する危機管理マニュアルを共同で開発することなどについて共同声明を発表した。

- 中国経済は堅調に推移しており、外国旅行意欲も旺盛な状態が続いている。

注： 中国国家统计局によると、2010年（年間）の国内総生産は前年比10.3%増、2010年第1四半期は前年同期比9.7%増であった。

- 6月28日に、中国人（北京・上海・アモイ市民に限定）の台湾への個人旅行が解禁されると共に、中台直行便が週370便から558便に増便された。旅行地としての台湾への関心が当該市民の間で高まった。

◆台湾

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は23.0%減

6月： 87,700人（前年同月比23.0%減、26,200人減）

1～6月： 424,200人（前年同期比31.9%減、198,300人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2008年（130,285人）と比べ、約42,600人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～6月累計（722,623人）と比べ、約298,400人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。
- 同震災発生後、日台航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された主な航空便（6月分）

仙台⇄台北（桃園） 2011年3月11日から7月24日まで、週2便を運休（エバー航空）

成田⇄台北（桃園） 2011年5月1日と、5月4日から6月24日まで、週14便を週7便に減便（日本航空）

関西⇄台北（桃園） 2011年5月1日、6日と、5月8日から6月24日まで、週14便を週7便に減便（日本航空）

成田⇄高雄 2011年5月6日と、5月9日から6月24日まで、週7便を週3便に減便（日本航空）

羽田⇄台北（松山） 2011年5月9日から7月15日まで、週14便を週7便に減便（エバー航空）

成田⇄高雄 2011年6月2日、6日、19日、23日、27日の便を運休（中華航空）

中部⇄高雄 2011年6月11日、15日の便を運休（中華航空）

成田⇄台北（桃園） 2011年6月22日、25日、26日、29日に、1日2便のうちの1便を運休（エバー航空）

福岡⇄台北（桃園） 2011年6月27日、30日の便を運休（エバー航空）

注： 東日本大震災発生後に拡大された航空便（6月分）

関西⇄台北（桃園） 2011年4月28日以降、週7便を週10便に増便（中華航空）

新千歳⇄台北（桃園） 2011年5月9日から6月19日まで、週3便を週4便に回復

2011年6月20日以降、週4便を週7便に回復（エバー航空）

新千歳⇄台北（桃園） 2011年5月24日以降、2か月半ぶりに北海道へのチャーター便の運航を再開（6月には、函館へ6便、旭川へ6便を運航）（復興航空）

- 台湾教育部は3月15日に、本年8月まで訪日教育旅行を取り消すよう通達を出したため、同旅行需要が皆無となっている。
- 同震災発生後、台湾外交部が発出していた渡航勧告の大半が、6月までの間に解除された。これにより、旅行地としての日本に対する警戒感は和らいだ。但し、福島県からの退避勧告については、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

・台湾外交部は3月15日に、東北、関東の全域、及び北海道東部と南部の沿岸地域を「退避勧告地域」に、沖縄を除く「退避勧告地域」以外の日本各地を「渡航注意地域」にそれぞれ指定した。また、同日、被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、山形県、茨城県、北海道）からの退避を勧告した。

・台湾外交部は4月20日に、「退避勧告地域」に指定していた関東の全域、及び北海道東部と南部の沿岸地域を「渡

航注意地域」に緩和した。(4月20日以降、東北のみ「退避勧告地域」の指定が継続されている。)

・台湾外交部は6月13日に、「退避勧告地域」から福島県以外の東北各県を除外した。また、沖縄を除く日本全域に適用されていた「渡航注意地域」も解除した。

- 台湾では他市場と異なり、震災直後も数こそ減ったものの訪日団体ツアーが催行されていた。日本の情報が台湾人の日常生活に溢れていることもあり、他市場に比べて日本の現状がより理解されている状況にある。訪日旅行の回復力が早く、6月には他市場よりも下げ幅が小さく表れた。
- 6月11日に、頼清徳 台南市長が、日本の観光業界などに声援を送るため、親善訪問団(台南市民305人)を率いて姉妹都市の日光市を訪問した。また、6月27日から30日まで、台湾交通部観光局の頼瑟珍局長が、日台観光サミットへの出席、及び東北激励などのため、30人の訪問団を率いて来日した。
- 6月28日に、中国人(北京・上海・アモイ市民に限定)の台湾への個人旅行解禁と時を同じくして、中台直行便が週370便から558便に増便された。中台間の交通の利便性が著しく向上したことから、台湾人の訪中旅行需要を高める環境が一層整った。

◆香港

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は40.0%減

6月： 28,500人(前年同月比40.0%減、19,000人減)

1~6月： 143,700人(前年同期比43.4%減、110,400人減)

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2008年(52,012人)と比べ、約23,500人少なかった。また、本年1月~6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月~6月累計(267,041人)と比べ、約123,300人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。
- 同震災発生後、日香航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された主な航空便(6月分)

新千歳⇄香港 2011年3月27日から9月30日まで、週4便を運休(香港エクスプレス航空)

成田⇄香港 2011年4月1日から8月31日まで、週35便を週21便に減便(但し、ゴールデンウィーク期間中等を除く)(キャセイパシフィック航空)

中部⇄香港 2011年4月1日から9月4日まで、週17便を週14便に減便(キャセイパシフィック航空)

関西⇄香港 2011年4月1日から8月31日まで、週28便を週21便に減便(キャセイパシフィック航空)

那覇⇄香港 2011年4月1日から7月3日まで、週2便を運休(香港ドラゴン航空)

成田⇄香港 2011年4月6日から6月30日まで、週7便を運休(但し、ゴールデンウィーク期間中等を除く)(日本航空)

新千歳⇄香港 2011年5月1日から7月10日まで、週4便を週2便に減便(キャセイパシフィック航空)

福岡⇄香港 2011年5月1日から8月31日まで、週7便を週5便に減便(香港ドラゴン航空)

羽田⇄香港 2011年5月9日から6月4日まで、週14便を週11便に減便(キャセイパシフィック航空)

- 同震災発生後、香港特別行政区政府が発出していた渡航勧告の大半が、6月までの間に解除された。これにより、旅行地としての日本に対する警戒感是和らいだ。但し、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内への渡航延期勧告と、東北3県・関東1県への渡航の注意勧告は、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・香港特別行政区政府は3月13日に、福島県への渡航を延期するよう勧告した。また、被災地への訪問を避けるよう勧告した。
- ・香港特別行政区政府は3月15日に、福島県に次いで、岩手県、宮城県、茨城県への渡航を延期するよう勧告した。また、日本のその他の地域へは、必要不可欠な場合を除いて旅行を延期するよう勧告した。
- ・香港特別行政区政府は3月17日に、福島第一原子力発電所事故の今後の状況悪化を想定して、東京から退避するよう勧告した。
- ・香港特別行政区政府は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県以外の地域について、3月15日以降、必要不可欠な旅行をする場合を除いて渡航を延期するよう勧告していたが、4月18日に、渡航注意勧告へと緩和した。（4月18日以降、渡航延期勧告の対象地域は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県となっており、それ以外の地域は、渡航注意勧告の対象地域として緩和されている。）
- ・香港特別行政区政府は6月10日に、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に対する渡航延期勧告を、渡航注意勧告へと緩和した。また、それ以外の日本各地への渡航注意勧告を解除した。但し、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内へは旅行しないよう警告した。

- 円高により、消費者が旅行地として日本を選択する上で不利な状況となっている。

注： 本年6月は1香港ドル=10.4円、昨年6月は1香港ドル=11.7円であった。

- 一方、エリック・ツァン氏を始めとする香港の有名芸能人約40人が順次訪日し、6月19日から7月2日までの2週間にわたって、日本でテレビ番組の撮影を行った。その時々の様子が香港のテレビや新聞等で取り上げられ、訪日旅行に安心感を与える機会となった。
- 6月下旬から8月下旬まで、主要各紙誌を通じて、香港の旅行会社20社と共同で、訪日旅行促進のための広告が展開された。また、6月は5月に比べて、訪日団体ツアーの催行を再開する旅行会社が増加した。被災地から離れている沖縄や北海道のツアー催行状況が好調であった反面、東北のツアー催行は皆無で、関東も不調であった。なお、6月の訪日団体ツアーは、集客のため、震災前よりも1割ほど安く販売されているものがあり、旅行需要の喚起につながった。

◆タイ

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は24.8%減

6月： 7,500人（前年同月比24.8%減、2,500人減）

1～6月： 60,700人（前年同期比45.8%減、51,300人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2010年(9,967人)と比べ、約2,500人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2010年1月～6月累計(111,963人)と比べ、約51,300人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。
- 同震災発生後、日タイ航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された主な航空便（6月分）

成田⇄バンコク 2011年5月10日以降、1日3便のうちの1便を運休、
2011年6月13日、18日、27日は、1日1便のみ運航（タイ国際航空）

関西⇄バンコク 2011年6月4日、7日、11日、14日、18日、21日、25日、28日（バンコク出発日）に、1日2便のうちの1便を運休（タイ国際航空）

福岡⇄バンコク 2011年6月1日、4日、8日、11日、15日、22日、29日の便を運休（タイ国際航空）

- 同震災発生後、タイ外務省が発出していた渡航勧告の大半が、4月までの間に解除された。消費者の訪日旅行意欲の増進、旅行会社の訪日旅行商品の販売にプラスに作用した。但し、東北3県からの退避勧告と、被災地への渡航の延期勧告は、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・タイ外務省は3月12日に、東日本大震災の被災地への渡航について、その是非を十分検討するよう勧告した。
- ・タイ外務省は3月15日に、東日本大震災の被災地への渡航について、延期を検討するよう勧告した。
- ・タイ外務省は3月16日に、日本に在住するタイ人に対し、特段滞在する必要がない場合には、一時的に日本から避難することを検討するよう勧告した。
- ・タイ外務省は3月21日に、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在するタイ人に対して、同域内に居住する必要性がない限り、移動を検討するよう勧告した。また、岩手県、宮城県、福島県に居住するタイ人に対して、タイへの帰国を望まない場合は日本の南の地方に移動するよう勧告した。
- ・タイ外務省は4月12日に、日本政府の発表に準じて、福島第一原子力発電所から半径80キロ圏内としていた退避勧告地域を、半径30キロ圏内へと緩和した。

- 一方、5月1日以降、北海道、東京、中部、関西方面への訪日団体ツアーが催行されている。訪日団体ツアーの中には、集客のため、震災前よりも2割～3割安で販売されているものもあり、旅行需要の喚起につながっている。なお、タイの大手旅行会社では5月上旬以降、訪日団体ツアーの広告を再開しており、広告量は日を追って増加している。

注： 訪日団体ツアーの震災前後の料金

東京ツアー（3泊5日）： 4万2,900円（113,372円） → 2万9,900円（79,017円）

高山・日本アルプスツアー（4泊6日）： 5万3,900円（142,442円） → 3万6,900円（97,516円）

北海道ラベンダーツアー（3泊5日）： 5万3,900円（142,442円） → 4万4,900円（118,657円）

- 震災後の訪日旅行の話題が、5月以降、テレビ番組や旅行雑誌で取り上げられた。訪日旅行の不安を払拭する上でプラスに作用した。

注： 訪日旅行に関するテレビ番組の放映例

食のバラエティ番組「Mos Ginza」： チャンネル5で、6月9日、16日、23日、30日の23時40分～0時20分に放映

女性向けバラエティ番組「Sisters Day」： チャンネル5で、6月4日、11日、18日、25日の14時50分～15時50分に放映

◆シンガポール

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は49.6%減

6月： 8,900人（前年同月比49.6%減、8,700人減）

1～6月： 46,100人（前年同期比40.4%減、31,200人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2010年（17,644人）と比べ、約8,700人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～6月累計（78,333人）と比べ、約32,200人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。
- 同震災発生後、日シ航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された航空便（6月分）

羽田⇄シンガポール 2011年3月27日から10月28日まで、1日2便のうちの1便を運休（但し、5月29日から5月31日の間を除く）（シンガポール航空）

成田⇄シンガポール 2011年4月5日から6月30日まで、1日2便のうちの1便の航空機材を縮小、
2011年4月17日から7月1日まで、1日2便のうちのもう1便の航空機材も縮小
（シンガポール航空）

- 同震災発生後、シンガポール外務省が発出していた渡航勧告の大半が、5月までの間に解除された。消費者の訪日旅行意欲の増進、旅行会社の訪日旅行商品の販売にプラスに作用した。但し、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告と、東北3県の沿岸部及び同発電所の半径80キロ圏内への渡航回避勧告は、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・シンガポール外務省は3月13日に、日本への不要不急の渡航を延期するよう強く勧告するとともに、訪日旅行がどうしても避けられない場合は、オンラインでの渡航登録をするよう強く勧告した。
- ・シンガポール外務省は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径100キロ以内に滞在するシンガポール人に対して、退避するよう勧告した。特に、福島県、宮城県からは即時退避するとともに、近接する山形県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県からも、その場に残らなければならない絶対的な理由がない場合を除いて、退避を検討するよう強く求めた。
- ・シンガポール外務省は5月12日に、日本への不要不急の渡航を延期する勧告を解除した。但し、岩手県、宮城県、福島県の各沿岸部と、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内への旅行を回避するよう勧告した。また、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在するシンガポール人に対して、安全な地域へ退避するよう勧告した。

- シンガポール系の航空会社などが、5月に日本行きの割安航空運賃を設定したが、6月には、割安航空運賃を5月よりも高く設定したことから、一部で買い控え現象が生じた。
- 例年、5月末から6月下旬の学校休暇期間中に訪日教育旅行の需要が高まるが、本年は、訪日教育旅行が全て延期、または他国への切り替えとなっている。
- 一方、4月29日以降、北海道、東京、中部、ゴールドンルート（関東+関西）への訪日団体ツアーが催行されている。なお、訪日団体ツアーは集客のため、震災前よりも最大で半額ほどで販売されているものがあり、旅行需要の喚起につながっている。

注： 訪日団体ツアーの震災前後の料金

北海道ツアー（5泊7日）： 約2,500シンガポールドル（163,204円） → 1,200～1,800シンガポールドル（78,338円～117,507円）

◆豪州

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は41.9%減

6月： 9,400人（前年同月比41.9%減、6,800人減）

1～6月： 86,300人（前年同期比26.4%減、30,900人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2005年（18,463人）と比べ、約9,100人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～6月累計（125,811人）と比べ、約39,500人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。

- 同震災発生後、日豪航空便が縮小している。

注： 日豪間の航空便の縮小（6月分）

成田 / 関西⇄ケアンズ / ゴールドコースト / シドニー 2011年4月1日から8月31日まで、日豪間の全路線（週25便）を一部運休（ジェットスター航空）

成田⇄パース 2011年5月10日以降、週3便を運休（カンタス航空）

成田⇄シドニー 2011年5月10日から7月3日まで、週7便のうちの4便の機材を小型化（カンタス航空）

- 同震災発生後、豪州外務貿易省が発出していた渡航勧告の大半が、6月までの間に緩和された。但し、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告と、東北沿岸部への渡航再考勧告は、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・ 豪州外務貿易省は3月13日に、福島県への渡航を再考するよう勧告した。
- ・ 豪州外務貿易省は3月14日に、宮城県への渡航も再考するよう勧告した。
- ・ 豪州外務貿易省は3月18日に、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在する豪州人に対して、退避するよう勧告するとともに、東京とその周辺地域、及び本州の東京以北の地域については、必要不可欠な場合を除いて旅行を回避するよう勧告した。（→渡航勧告5段階の最高警戒レベル） また、それ以外の地域の旅行も高度に注意するよう勧告した。（→渡航勧告5段階の第3レベル）
- ・ 豪州外務貿易省は4月15日に、本州の東京以北の地域について、旅行回避の対象地域（渡航勧告5段階の最高警戒レベル）を、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県のみを縮小し、東京などそれ以外の地域は、旅行に高度の注意を払う地域（渡航勧告5段階の第3レベル）に引き下げた。
- ・ 豪州外務貿易省は6月2日に、本州の東京以北の地域について、旅行回避の対象地域（渡航勧告5段階の最高警戒レベル）を、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県から、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内に縮小し、また、本州北部の沿岸地域を、旅行再考の対象地域（渡航勧告5段階の第4レベル）に引き下げた。また、被災地以外の日本全域は、旅行に高度の注意を払う地域（渡航勧告5段階の第3レベル）に指定されていたが、これが解除された。

- 一方、本年5月に、シドニーとメルボルンで開催されたスキー関連の旅行博などを通じて、訪日旅行の安全性に関する情報発信を行った。これにより、訪日旅行意欲が向上したものと思われる。
- 本年6月には、航空各社により、日本行き割安航空運賃が設定された。訪日旅行の需要掘り起こしにプラスに作用したと考えられる。

注： 6月に設定された割安航空運賃の事例

カンタス航空は6月に、シドニー発成田行き航空便を対象に、999豪ドル（税込み）の割安運賃を設定した。2011年6月から10月末までの搭乗者に適用される。

日本航空は6月に、シドニー発成田行き航空便を対象に、996豪ドル（税込み）の割安運賃を設定した。2011年6月から2012年3月末までの搭乗者に適用される。

◆米国

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は29.4%減

6月： 50,700人（前年同月比29.4%減、21,100人減）

1～6月： 257,100人（前年同期比30.1%減、111,000人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2006年（83,297人）と比べ、約32,600人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2005年1月～6月累計（423,499人）と比べ、約166,400人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。

● 同震災発生後、日米航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された航空便（6月分）

羽田⇄トロイト 2011年3月24日から6月15日まで、週7便を運休（デルタ航空）

中部⇄ホノルル 2011年4月4日から6月15日まで、週7便を運休

但し、6月16日以降、週5便で運航を再開（デルタ航空）

羽田⇄ニューヨーク 2011年4月6日から6月30日まで、週7便を運休（但し、ゴールデンウィーク期間中を除く）（アメリカン航空）

注： 東日本大震災発生後に拡大された航空便（6月分）

関西⇄ニューヨーク 2011年4月28日以降、週3便で新規就航（中華航空）

● 同震災発生後、米国国務省が発出していた渡航勧告の大半が、5月までの間に解除された。但し、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告は、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・米国国務省は3月11日に、政府関係者などに対して、日本への不要不急の渡航を自粛するよう勧告した。また、一般市民に対して、日本への観光旅行などの自粛を勧告した。
- ・駐日米国大使館は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在する米国人に対して、退避するよう勧告した。また、日本に在住する米国人に対して、国外に退去することを検討するよう勧告した。
- ・米国国務省は3月17日に、日本への渡航を予定している米国人に対して、不要不急の渡航を自粛するよう勧告した。
- ・米国国務省は4月1日に、米国人の一般市民に対して、日本での観光旅行を自粛する地域を、新潟県、長野県、山梨県、静岡県以東の本州に限定した。それ以外の地域は、渡航自粛対象地域から除外した。
- ・米国国務省は4月14日に、米国人の一般市民に対して、日本での観光旅行を自粛する地域を、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に限定した。それ以外の地域は、渡航自粛対象地域から除外した。
- ・米国国務省は5月16日に、米国人の一般市民に対して、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告は継続するものの、同80キロ圏内を東北新幹線か東北自動車道を通して移動することは安全であると表明した。
- ・米国国務省は6月9日に、「福島第一原子力発電所の状況は依然深刻であるが、同原子力発電所から半径80キロ圏外での健康・安全面に関して、その危険性は低い」と、米国の一般市民に対して表明した。

● 航空各社は本年6月1日に、燃油サーチャージを大幅に引き上げた。日米航空路線の本年5月1日の燃油サーチャージは片道202米ドルであったが、6月1日には片道288米ドルに上昇した。昨年6月1日の燃油サーチャージが89米ドル～111米ドルの範囲であったのと比べると、2倍以上に高騰している。

● 円の高止まりにより、消費者が旅行地として日本を選択する上で不利な状況となっている。

注： 本年6月は1米ドル=80.6円、昨年6月は1米ドル=90.9円であった。

● 一方、4月22日以降、関東、中部、関西、中国地方などへの訪日団体ツアーが催行されているのが確認されている。また、日系の旅行会社、ホテル、航空会社とJNTOが共同で、6月出発限定の個人旅行型パッケージツアー商品（東京4泊）を企画・販売したところ、155人が同商品で訪日した。

◆カナダ

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は41.2%減

6月： 6,100人（前年同月比41.2%減、4,300人減）

1～6月： 46,200人（前年同期比40.7%減、31,600人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2008年（11,846人）と比べ、約5,700人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～6月累計（86,421人）と比べ、

約 40,200 人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6 月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。
- 同震災発生後、カナダ外務・国際貿易省が発出していた渡航勧告の大半が、6 月までの間に緩和された。但し、福島第一原子力発電所の半径 80 キロ圏内からの退避勧告と、東北の被災地域への旅行の回避勧告は、6 月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・カナダ外務・国際貿易省は 3 月 12 日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県への不要不急な旅行を回避するよう勧告した。
- ・カナダ外務・国際貿易省は 3 月 14 日に、千葉県、東京とその近郊を「不要不急な渡航回避地域」に追加した。また、福島第一原子力発電所から半径 20 キロ圏内を、「全ての旅行に対する回避勧告地域」に指定した。
- ・カナダ外務・国際貿易省は 3 月 16 日に、「全ての旅行に対する回避勧告地域」を、福島第一原子力発電所から半径 80 キロ圏内に拡大した。
- ・カナダ外務・国際貿易省は 4 月 6 日に、青森県、千葉県、東京とその近郊を「不要不急な渡航回避地域」から除外した。一方、栃木県と群馬県を新たに「不要不急な渡航回避地域」に追加した。
- ・カナダ外務・国際貿易省は 4 月 21 日に、群馬県を「不要不急な渡航回避地域」から除外した。（同日以降、「不要不急な渡航回避地域」は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県となった。）
- ・カナダ外務・国際貿易省は 5 月 18 日に、「不要不急な渡航回避地域」を県名で表示することをやめ、その代わりに、地震・津波により直接的な被害を受け、現在復旧中か復旧を必要としている東北の地域を「不要不急な渡航回避地域」とした。

- 日加航空便は、本年 3 月以降拡充されているものの、一部の航空機材は縮小されている。

注： 3 月以降拡充・変更されている航空便

成田⇄バンクーバー 2011 年 3 月 2 日以降、航空機材を大型化（エア・カナダ）

羽田⇄バンクーバー 2011 年 3 月 5 日に就航を予定していたが、事業計画の見直しにより就航を無期延期（エア・カナダ）

成田⇄カルガリー 2011 年 3 月 26 日から 10 月 27 日まで、週 5 便（当面は運航便数を調整）で運航を再開

（エア・カナダ）

注： 3 月以降縮小されている航空便

成田⇄バンクーバー 2011 年 3 月 27 日以降、航空機材を小型化（日本航空）

- 一方、4 月 21 日以降、関東と関西への訪日団体ツアーが催行されている。
- カナダ経済は堅調に推移しており、実質所得が長期にわたって増加している。

注： カナダ統計局によると、2011 年 4 月の平均週給は、前年同月比 3.5%増となった。前年同月比で 31 か月連続増を記録した。

注： カナダ統計局によると、実質経済成長率（GDP、年率換算）は、2010 年第 1 四半期が前年同期比 5.6%増、第 2 四半期が同 2.3%増、第 3 四半期が同 2.5%増、第 4 四半期が同 3.1%増、2011 年第 1 四半期が同 3.9%増であった。

◆英国

東日本大震災の影響により、6 月の訪日客は 29.6%減

6 月： 8,500 人（前年同月比 29.6%減、3,600 人減）

1～6 月： 62,700 人（前年同期比 31.2%減、28,500 人減）

本年 6 月の訪日外客数は、これまで 6 月として過去最高を記録していた 2002 年（24,753 人）と比べ、約 16,300 人少なかった。また、本年 1 月～6 月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた 2002 年 1 月～6 月累計（117,117 人）と比べ、約 54,400 人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。
- 同震災発生後、英国外務省が発出していた渡航勧告の一部が、4月までの間に緩和された。但し、福島第一原子力発電所の半径60キロ圏内からの退避勧告と、東北などへの渡航の自粛勧告、東京以東の英国人居住者を対象とした同原子力発電所の動向に関する注意勧告は、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・英国外務省は3月13日に、東京や東北などへの不要不急の渡航を全て自粛するよう勧告した。
- ・英国外務省は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在する英国人に対して、退避するよう勧告した。
- ・英国外務省は4月7日に、訪問自粛対象地域から東京を除外した。また、東京以東に居住する英国人に対し、福島第一原子力発電所の動向に注意するよう勧告した。
- ・英国外務省は4月18日に、退避勧告地域を福島第一原子力発電所から半径60キロ圏内に緩和した。

- 景気の回復が遅れており、旅行意欲が停滞している。

注： 英国国家统计局によると、経済成長率（GDP）は、2010年第4四半期が前期比0.5%減、2011年第1四半期が同0.5%増であった。

- 一方、3月25日以降、東京、中部、関西、中国地方、九州への訪日団体ツアーが催行されている。

◆フランス

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は39.1%減

6月： 5,900人（前年同月比39.1%減、3,800人減）

1～6月： 41,400人（前年同期比41.7%減、29,600人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2008年（10,352人）と比べ、約4,500人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～6月累計（71,575人）と比べ、約30,200人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。

注： フランスでは、身近で起こったチェルノブイリ原発事故（1986年）の恐怖心が人々の間でよみがえっており、この時期に日本へ渡航することが強く敬遠されている。

- 同震災発生後、日仏航空便の一部で航空機材が縮小された。

注： 東日本大震災発生後に縮小された航空便（6月分）

成田⇄パリ 2011年3月14日以降、1日2便のうちの1便の航空機材を縮小（エールフランス航空）

- 同震災発生後、フランス外務省が発出していた渡航勧告の大半が、5月までの間に解除された。但し、福島第一原子力発電所の半径40キロ圏内からの退避勧告と、福島県への渡航の自粛勧告、その他東北1県・関東2県への観光旅行の自粛勧告は、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・フランス外務省と駐日フランス大使館は3月13日に、日本への渡航を自粛するよう強く勧告するとともに、日本滞在中のフランス人に対しては、急用でない限り、東京を含む関東から退避するよう勧告した。
- ・フランス外務省は3月28日に、日本への渡航自粛勧告について、「急用でない限り日本への渡航を自粛する」という内容に緩めたものの、宮城県、福島県、茨城県、栃木県に限っては、訪問を自粛するよう強く勧告するとともに、関東から退避したフランス人に対しては、急用がない限り関東へは戻らないよう勧告した。
- ・フランス外務省は4月7日に、仕事や家族の関係で必要不可欠な場合を除き、日本へ渡航しないよう勧告した。また、引き続き、宮城県、福島県、茨城県、栃木県への訪問自粛を強く勧告した。なお、関東に居住するフランス人に対しては、茨城県、栃木県を除き、関東からの退避勧告を解除した。
- ・フランス外務省は4月14日に、宮城県、福島県、茨城県、栃木県への訪問自粛を強く勧告しながらも、それ以外の日本全域への渡航延期勧告は解除した。また、東京での旅行及び居住は現在のところ、健康への危険性がないと言及した。
- ・フランス外務省は5月13日に、宮城県、茨城県、栃木県への商用目的、個人的事情による渡航に関しては、自粛勧告を解除した。但し、これら3県への観光目的の渡航に関しては、自粛勧告を引き続き継続した。また、福島第一原子力発電所から半径40キロ以内へは渡航しないよう強く勧告した。

- 一方、フランス・ツアーオペレーター協会は4月30日に、宮城県、福島県、茨城県、栃木県以外の日本全域への渡航自粛を解除した。なお、5月14日以降、関東、中部、関西、中国地方への訪日団体ツアーが催行されているのが確認されている。

◆ドイツ

東日本大震災の影響により、6月の訪日客は42.7%減

6月： 4,900人（前年同月比42.7%減、3,700人減）

1～6月： 33,800人（前年同期比41.7%減、24,200人減）

本年6月の訪日外客数は、これまで6月として過去最高を記録していた2002年(9,427人)と比べ、約4,500人少なかった。また、本年1月～6月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～6月累計(62,364人)と比べ、約28,600人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、6月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が残っていることが大きく影響した。

注： ドイツでは、身近で起こったチェルノブイリ原発事故（1986年）の恐怖心が人々の間でよみがえっており、この時期に日本へ渡航することが強く敬遠されている。

注： 同震災後から本年6月までの間、ドイツからの訪日団体ツアーは催行されなかったものとみられる。

- 同震災発生後、ドイツ外務省が発出していた渡航勧告の大半が、5月までの間に解除された。但し、福島第一原子力発電所の半径30キロ圏内及び隣接する1市・2村からの退避勧告と、首都圏への旅行注意勧告は、6月も継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～6月）

- ・ドイツ外務省は3月13日に、日本に居住・滞在するドイツ人に対して、東日本大震災の被災地から離れるよう警告した。また、福島第一原子力発電所近くや首都圏にいるドイツ人に対して、滞在の是非を検討するよう警告した。更に、日本への渡航を予定しているドイツ人に対して、不要不急の渡航を自粛するよう勧告した。
- ・ドイツ外務省と駐日ドイツ大使館は3月29日に、東北の被災地に滞在しないよう警告するとともに、福島第一原子力発電所の状況が安定するまで、東京・横浜地区、千葉県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、群馬県、栃木県、茨城県、福島県、宮城県、山形県、北海道に居住・滞在するドイツ人に対して、滞在が必要不可欠でない限り、一時的に退避するよう勧告した。
- ・ドイツ外務省と駐日ドイツ大使館は4月7日に、退避勧告地域から首都圏やその他の県を解除した。但し、福島第一原子力発電所の周囲70キロ圏内には滞在・訪問しないよう警告するとともに、関東への不要不急の旅行を差し控え、かつ、子供と若年層は首都圏での滞在を避けるよう勧告した。
- ・ドイツ外務省は、首都圏への旅行について、3月18日以降、必要不可欠な旅行をする場合を除いて渡航を自粛す

るよう勧告していたが、4月21日に、渡航注意勧告へと緩和した。

- ・ドイツ外務省は5月2日に、退避勧告地域を、福島第一原子力発電所の周囲70キロ圏内から、周囲30キロ圏内及び隣接する飯館村、葛尾村、南相馬市へと緩和した。また、引き続き、首都圏への旅行には注意を払うよう勧告した。但し、子供と若年層の首都圏での滞在回避勧告は解除した。
- 日本各地と上海を周遊するクルーズ船「ブレーメン号」が、6月1日に鹿児島に入港し、その後、長崎、福岡、大阪、広島、函館、青森、小樽、利尻島、稚内に寄港した。乗客はドイツ人など78人であったが、震災後初の欧州人主体のクルーズ船となった。

2011年4月 国・地域別 / 目的別 訪日外客数 (暫定値)

Visitor Arrivals by Country/Area & Purpose of Visit for Apr. 2011 (provisional figures)

作成: 日本政府観光局(JNTO) / Compilation: Japan National Tourism Organization

国・地域	Country/Area	総数 Total			観光客 Tourism			商用客 Business			その他客 Others		
		2010年 4月 Apr.	2011年 4月 Apr.	伸率 % Change	2010年 4月 Apr.	2011年 4月 Apr.	伸率 % Change	2010年 4月 Apr.	2011年 4月 Apr.	伸率 % Change	2010年 4月 Apr.	2011年 4月 Apr.	伸率 % Change
総数	Grand Total	788,212	295,826	-62.5	601,872	108,820	-81.9	113,791	56,643	-50.2	72,549	130,363	79.7
アジア	Asia Total	595,499	220,195	-63.0	461,086	69,932	-84.8	74,566	38,094	-48.9	59,847	112,169	87.4
韓国	South Korea	189,582	63,790	-66.4	148,099	23,147	-84.4	29,991	18,687	-37.7	11,492	21,956	91.1
中国	China	150,788	76,164	-49.5	97,148	4,948	-94.9	20,560	6,702	-67.4	33,080	64,514	95.0
台湾	Taiwan	109,680	35,800	-67.4	98,574	26,036	-73.6	7,980	4,930	-38.2	3,126	4,834	54.6
香港	Hong Kong	46,598	5,774	-87.6	43,767	4,097	-90.6	2,393	847	-64.6	438	830	89.5
タイ	Thailand	36,817	8,001	-78.3	32,777	4,273	-87.0	2,327	1,326	-43.0	1,713	2,402	40.2
シンガポール	Singapore	13,817	2,360	-82.9	11,428	1,210	-89.4	2,212	755	-65.9	177	395	123.2
マレーシア	Malaysia	11,482	3,462	-69.8	8,850	822	-90.7	1,954	891	-54.4	678	1,749	158.0
インドネシア	Indonesia	6,774	2,874	-57.6	4,604	933	-79.7	967	492	-49.1	1,203	1,449	20.4
フィリピン	Philippines	8,575	5,706	-33.5	5,574	2,409	-56.8	1,028	660	-35.8	1,973	2,637	33.7
インド	India	5,557	4,715	-15.2	2,048	465	-77.3	2,266	1,209	-46.6	1,243	3,041	144.7
ベトナム	Vietnam	4,000	3,787	-5.3	1,584	515	-67.5	826	381	-53.9	1,590	2,891	81.8
イスラエル	Israel	2,225	359	-83.9	1,797	124	-93.1	355	152	-57.2	73	83	13.7
その他アジア	Asia Unclassified	9,604	7,403	-22.9	4,836	953	-80.3	1,707	1,062	-37.8	3,061	5,388	76.0
ヨーロッパ	Europe Total	81,550	28,891	-64.6	59,906	13,053	-78.2	16,263	7,749	-52.4	5,381	8,089	50.3
英国	United Kingdom	18,419	8,010	-56.5	13,716	4,268	-68.9	3,331	1,906	-42.8	1,372	1,836	33.8
フランス	France	17,451	5,472	-68.6	14,055	2,293	-83.7	2,562	1,422	-44.5	834	1,757	110.7
ドイツ	Germany	10,196	3,268	-67.9	6,257	1,076	-82.8	3,340	1,329	-60.2	599	863	44.1
イタリア	Italy	5,536	1,274	-77.0	4,284	514	-88.0	1,019	326	-68.0	233	434	86.3
ロシア	Russia	5,021	1,646	-67.2	3,155	526	-83.3	1,181	509	-56.9	685	611	-10.8
スペイン	Spain	2,706	943	-65.2	2,218	523	-76.4	314	201	-36.0	174	219	25.9
オランダ	Netherlands	2,934	1,231	-58.0	2,077	630	-69.7	765	419	-45.2	92	182	97.8
スウェーデン	Sweden	2,998	1,149	-61.7	2,122	464	-78.1	716	347	-51.5	160	338	111.3
スイス	Switzerland	2,903	823	-71.7	2,381	461	-80.6	452	200	-55.8	70	162	131.4
フィンランド	Finland	1,526	671	-56.0	1,204	432	-64.1	261	115	-55.9	61	124	103.3
ベルギー	Belgium	1,758	542	-69.2	1,287	262	-79.6	397	170	-57.2	74	110	48.6
デンマーク	Denmark	1,070	456	-57.4	696	226	-67.5	353	150	-57.5	21	80	281.0
オーストリア	Austria	1,196	287	-76.0	854	116	-86.4	275	84	-69.5	67	87	29.9
アイルランド	Ireland	864	471	-45.5	524	211	-59.7	263	118	-55.1	77	142	84.4
ポルトガル	Portugal	865	163	-81.2	765	95	-87.6	75	28	-62.7	25	40	60.0
ノルウェー	Norway	741	387	-47.8	470	199	-57.7	222	103	-53.6	49	85	73.5
その他ヨーロッパ	Europe Unclassified	5,366	2,098	-60.9	3,841	757	-80.3	737	322	-56.3	788	1,019	29.3
アフリカ	Africa Total	1,718	1,195	-30.4	658	260	-60.5	551	198	-64.1	509	737	44.8
北アメリカ	North America Total	84,148	36,051	-57.2	60,051	19,930	-66.8	19,126	9,207	-51.9	4,971	6,914	39.1
米国	U.S.A.	66,879	29,788	-55.5	45,739	15,886	-65.3	17,158	8,368	-51.2	3,982	5,534	39.0
カナダ	Canada	15,332	5,292	-65.5	12,927	3,540	-72.6	1,651	642	-61.1	754	1,110	47.2
メキシコ	Mexico	1,437	694	-51.7	1,134	442	-61.0	189	103	-45.5	114	149	30.7
その他北アメリカ	North America Unclassified	500	277	-44.6	251	62	-75.3	128	94	-26.6	121	121	0.0
南アメリカ	South America Total	3,889	1,422	-63.4	2,849	650	-77.2	565	210	-62.8	475	562	18.3
ブラジル	Brazil	2,317	836	-63.9	1,773	414	-76.6	311	118	-62.1	233	304	30.5
その他南アメリカ	South America Unclassified	1,572	586	-62.7	1,076	236	-78.1	254	92	-63.8	242	258	6.6
オセアニア	Oceania Total	21,342	8,044	-62.3	17,270	4,984	-71.1	2,715	1,183	-56.4	1,357	1,877	38.3
豪州	Australia	18,383	6,490	-64.7	15,140	4,228	-72.1	2,266	937	-58.6	977	1,325	35.6
ニュージーランド	New Zealand	2,746	1,407	-48.8	2,030	724	-64.3	407	228	-44.0	309	455	47.2
その他オセアニア	Oceania Unclassified	213	147	-31.0	100	32	-68.0	42	18	-57.1	71	97	36.6
無国籍・その他	Stateless	66	28	-57.6	52	11	-78.8	5	2	-60.0	9	15	66.7

◆注1: 「訪日外客」とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から日本に永住する外国人を除き、これに、日本を経由して第三国へ向かうため日本に一時的に入国した通過客（一時上陸客）を加えた入国外国人旅行者のことである。「観光客」とは、短期滞在の入国者から「商用客」を引いた入国外国人で、親族友人訪問を含んでいる。「その他客」とは、観光、商用目的を除く入国外国人で、留学、研修、外交・公用などが含まれる。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆Note: If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

2011年1月～4月 国・地域別 / 目的別 訪日外客数 (暫定値)
 Visitor Arrivals by Country/Area & Purpose of Visit for Jan.-Apr. 2011 (provisional figures)

作成: 日本政府観光局(JNTO) / Compilation: Japan National Tourism Organization

国・地域	Country/Area	総数 Total			観光客 Tourism			商用客 Business			その他客 Others		
		2010年 1月～4月 Jan.-Apr.	2011年 1月～4月 Jan.-Apr.	伸率 % Change	2010年 1月～4月 Jan.-Apr.	2011年 1月～4月 Jan.-Apr.	伸率 % Change	2010年 1月～4月 Jan.-Apr.	2011年 1月～4月 Jan.-Apr.	伸率 % Change	2010年 1月～4月 Jan.-Apr.	2011年 1月～4月 Jan.-Apr.	伸率 % Change
総数	Grand Total	2,803,224	2,041,989	-27.2	2,038,028	1,311,532	-35.6	437,693	353,989	-19.1	327,503	376,468	15.0
アジア	Asia Total	2,124,990	1,568,311	-26.2	1,592,822	1,038,277	-34.8	271,582	221,452	-18.5	260,586	308,582	18.4
韓国	South Korea	788,714	652,913	-17.2	623,301	493,216	-20.9	110,385	94,843	-14.1	55,028	64,854	17.9
中国	China	487,716	343,106	-29.7	278,139	124,473	-55.2	68,999	49,587	-28.1	140,578	169,046	20.3
台湾	Taiwan	394,469	268,454	-31.9	351,210	227,164	-35.3	29,454	25,971	-11.8	13,805	15,319	11.0
香港	Hong Kong	165,721	103,610	-37.5	154,227	94,005	-39.0	9,671	7,549	-21.9	1,823	2,056	12.8
タイ	Thailand	84,982	44,728	-47.4	69,202	29,533	-57.3	9,031	8,119	-10.1	6,749	7,076	4.8
シンガポール	Singapore	44,654	30,158	-32.5	35,340	22,842	-35.4	8,327	6,065	-27.2	987	1,251	26.7
マレーシア	Malaysia	36,244	24,867	-31.4	25,207	14,826	-41.2	7,444	5,699	-23.4	3,593	4,342	20.8
インドネシア	Indonesia	20,253	15,860	-21.7	12,065	7,865	-34.8	3,591	3,183	-11.4	4,597	4,812	4.7
フィリピン	Philippines	27,519	21,493	-21.9	14,601	9,438	-35.4	4,697	3,854	-17.9	8,221	8,201	-0.2
インド	India	20,624	18,939	-8.2	5,722	2,980	-47.9	9,006	7,507	-16.6	5,896	8,452	43.4
ベトナム	Vietnam	13,995	13,529	-3.3	4,185	2,512	-40.0	2,464	2,128	-13.6	7,346	8,889	21.0
イスラエル	Israel	5,544	1,956	-64.7	3,781	675	-82.1	1,543	1,073	-30.5	220	208	-5.5
その他アジア	Asia Unclassified	34,555	28,698	-16.9	15,842	8,748	-44.8	6,970	5,874	-15.7	11,743	14,076	19.9
ヨーロッパ	Europe Total	270,686	175,718	-35.1	168,935	87,662	-48.1	74,794	59,854	-20.0	26,957	28,202	4.6
英国	United Kingdom	64,119	45,579	-28.9	40,842	24,786	-39.3	16,802	13,974	-16.8	6,475	6,819	5.3
フランス	France	47,634	29,599	-37.9	31,400	14,744	-53.0	11,440	9,447	-17.4	4,794	5,408	12.8
ドイツ	Germany	38,529	24,487	-36.4	19,601	9,224	-52.9	15,793	12,236	-22.5	3,135	3,027	-3.4
イタリア	Italy	18,631	10,760	-42.2	12,197	5,422	-55.5	5,015	3,799	-24.2	1,419	1,539	8.5
ロシア	Russia	16,068	11,063	-31.1	9,969	5,744	-42.4	3,729	2,890	-22.5	2,370	2,429	2.5
スペイン	Spain	10,753	5,615	-47.8	8,281	3,371	-59.3	1,678	1,417	-15.6	794	827	4.2
オランダ	Netherlands	10,127	6,915	-31.7	6,004	3,278	-45.4	3,600	3,046	-15.4	523	591	13.0
スウェーデン	Sweden	10,134	6,241	-38.4	5,952	2,907	-51.2	3,232	2,373	-26.6	950	961	1.2
スイス	Switzerland	8,222	4,556	-44.6	5,889	2,600	-55.8	1,911	1,480	-22.6	422	476	12.8
フィンランド	Finland	5,751	3,590	-37.6	4,120	2,354	-42.9	1,253	905	-27.8	378	331	-12.4
ベルギー	Belgium	4,946	3,167	-36.0	2,721	1,308	-51.9	1,834	1,454	-20.7	391	405	3.6
デンマーク	Denmark	4,809	3,359	-30.2	2,909	1,850	-36.4	1,620	1,259	-22.3	280	250	-10.7
オーストリア	Austria	4,415	2,893	-34.5	2,631	1,473	-44.0	1,294	968	-25.2	490	452	-7.8
アイルランド	Ireland	3,450	2,617	-24.1	1,893	1,212	-36.0	1,097	848	-22.7	460	557	21.1
ポルトガル	Portugal	2,986	1,544	-48.3	2,528	1,121	-55.7	324	269	-17.0	134	154	14.9
ノルウェー	Norway	3,578	2,594	-27.5	2,309	1,450	-37.2	972	882	-9.3	297	262	-11.8
その他ヨーロッパ	Europe Unclassified	16,534	11,139	-32.6	9,689	4,818	-50.3	3,200	2,607	-18.5	3,645	3,714	1.9
アフリカ	Africa Total	6,677	5,485	-17.9	1,965	1,354	-31.1	2,065	1,420	-31.2	2,647	2,711	2.4
北アメリカ	North America Total	291,385	205,117	-29.6	187,522	116,270	-38.0	75,769	60,812	-19.7	28,094	28,035	-0.2
米国	U.S.A.	230,720	165,563	-28.2	140,345	88,515	-36.9	67,747	54,424	-19.7	22,628	22,624	0.0
カナダ	Canada	53,073	34,317	-35.3	42,371	24,889	-41.3	6,517	5,174	-20.6	4,185	4,254	1.6
メキシコ	Mexico	5,718	3,774	-34.0	4,081	2,381	-41.7	1,026	828	-19.3	611	565	-7.5
その他北アメリカ	North America Unclassified	1,874	1,463	-21.9	725	485	-33.1	479	386	-19.4	670	592	-11.6
南アメリカ	South America Total	11,746	8,455	-28.0	6,967	4,531	-35.0	2,238	1,667	-25.5	2,541	2,257	-11.2
ブラジル	Brazil	6,427	4,544	-29.3	3,846	2,468	-35.8	1,345	956	-28.9	1,236	1,120	-9.4
その他南アメリカ	South America Unclassified	5,319	3,911	-26.5	3,121	2,063	-33.9	893	711	-20.4	1,305	1,137	-12.9
オセアニア	Oceania Total	97,497	78,734	-19.2	79,632	63,364	-20.4	11,227	8,773	-21.9	6,638	6,597	-0.6
豪州	Australia	86,391	69,499	-19.6	72,270	57,536	-20.4	9,305	7,167	-23.0	4,816	4,796	-0.4
ニュージーランド	New Zealand	10,225	8,545	-16.4	7,063	5,559	-21.3	1,729	1,469	-15.0	1,433	1,517	5.9
その他オセアニア	Oceania Unclassified	881	690	-21.7	299	269	-10.0	193	137	-29.0	389	284	-27.0
無国籍・その他	Stateless	243	169	-30.5	185	74	-60.0	18	11	-38.9	40	84	110.0

◆注1: 「訪日外客」とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から日本に永住する外国人を除き、これに、日本を経由して第三国へ向かうため日本に一時的に入国した通過客(一時上陸客)を加えた入国外国人旅行者のことである。「観光客」とは、短期滞在の入国者から「商用客」を引いた入国外国人で、親族友人訪問を含んでいる。「その他客」とは、観光、商用目的を除く入国外国人で、留学、研修、外交・公用などが含まれる。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆Note: If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

2006年～2010年 各国・地域別 日本人訪問者数（日本から各国・地域への到着者数）
Japanese Overseas Travelers by Destination (Visitor Arrivals from Japan) from 2006 to 2010

	訪問先	Destination	基準	2006年	Chg.%	2007年	Chg.%	2008年	Chg.%	2009年	Chg.%	2010年	Chg.%
ア	中国	China	N F V	3,745,881	10.5	3,977,479	6.2	3,446,117	-13.4	3,317,459	-3.7	3,731,200	12.5
	韓国	South Korea	N F V	2,338,921	-4.1	2,235,963	-4.4	2,378,102	6.4	3,053,311	28.4	3,023,009	-1.0
	香港	Hong Kong	R F V	1,311,111	8.3	1,324,336	1.0	1,324,797	0.0	1,204,490	-9.1	1,316,618	9.3
	台湾	Taiwan	R F V	1,161,489	3.3	1,166,380	0.4	1,086,691	-6.8	1,000,661	-7.9	1,080,153	7.9
	タイ	Thailand	N F T	1,311,987	9.6	1,277,638	-2.6	1,153,868	-9.7	1,004,453	-12.9	993,674	-1.1
	シンガポール	Singapore	R F V	594,406	1.0	594,514	0.0	571,040	-3.9	489,987	-14.2	528,817	7.9
	ベトナム	Vietnam	R F V	383,896	19.7	411,557	7.2	393,091	-4.5	359,231	-8.6	442,089	23.1
	マレーシア	Malaysia	R F T	354,213	4.2	367,567	3.8	433,462	17.9	395,746	-8.7	415,881	5.1
	マカオ	Macau	R F V	220,190	30.2	299,403	36.0	366,920	22.6	379,241	3.4	413,507	9.0
	インドネシア	Indonesia	R F T	419,213	-19.1	508,820	21.4	546,713	7.4	475,766	-13.0	375,552	-21.1
	フィリピン	Philippines	R F T	421,808	1.5	395,012	-6.4	359,306	-9.0	324,980	-9.6	358,744	10.4
	カンボジア	Cambodia	R F V	158,353	14.9	161,973	2.3	163,806	1.1	146,286	-10.7	151,795	3.8
	インド	India	N F T	119,292	15.7	145,538	22.0	145,352	-0.1	124,756	-14.2		
	モルジブ	Maldives	N F T	39,528	69.9	41,121	4.0	38,193	-7.1	36,641	-4.1	38,791	5.9
ラオス	Laos	N F V	23,147	2.4	29,770	28.6	31,569	6.0	28,081	-11.0	34,076	21.3	
ネパール	Nepal	N F T	22,242	20.5	27,058	21.7	23,383	-13.6	22,445	-4.0	23,272	3.7	
ミャンマー	Myanmar	N F T	18,945	-3.3	15,623	-17.5	10,881	-30.4	13,809	26.9	16,186	17.2	
モンゴル	Mongolia	N F V	16,909	27.8	17,307	2.4	15,036	-13.1	11,496	-23.5	14,369	25.0	
スリランカ	Sri Lanka	R F T	16,189	-5.6	14,274	-11.8	10,075	-29.4	10,926	8.4	14,352	31.4	
パキスタン	Pakistan	N F T	14,343	1.5	11,025	-23.1	8,294	-24.8	6,705	-19.2	7,090	5.7	
バングラデシュ	Bangladesh	N F T	4,370	-30.3	5,851	33.9	N.A.	-	N.A.	-			
グアム	Guam	R F T	952,687	-0.3	931,079	-2.3	850,034	-8.7	825,129	-2.9	893,667	8.3	
オーストラリア	Australia	R F V	651,070	-5.0	573,045	-12.0	457,232	-20.2	355,456	-22.3	398,188	12.0	
北マリアナ諸島	Northern Mariana Islands	N F V	269,780	-23.3	200,168	-25.8	213,299	6.6	191,111	-10.4	185,032	-3.2	
ニュージーランド	New Zealand	R F V	136,401	-12.0	121,652	-10.8	102,482	-15.8	78,426	-23.5	87,735	11.9	
パラオ	Palau	R F V	26,892	2.3	29,198	8.6	30,018	2.8	26,688	-11.1	29,318	9.9	
ニューカレドニア	New Caledonia	R F T	29,833	-5.2	26,755	-10.3	20,225	-24.4	18,926	-6.4	18,534	-2.1	
タヒチ	Tahiti	R F T	21,739	-1.1	23,240	6.9	18,769	-19.2	16,353	-12.9	13,761	-15.9	
フィジー	Fiji	R F T	24,369	-11.0	22,719	-6.8	21,639	-4.8	14,745	-31.9	12,600	-14.5	
トルコ	Turkey	N F V	125,755	7.5	168,852	34.3	149,731	-11.3	147,641	-1.4	195,404	32.4	
エジプト	Egypt	N F V	87,939	18.1	129,590	47.4	108,225	-16.5	92,409	-14.6	126,393	36.8	
モロッコ	Morocco	N F T	18,255	7.1	16,902	-7.4	15,607	-7.7	19,149	22.7			
ヨルダン	Jordan	N F V	10,551	12.0	12,532	18.8	13,492	7.7	12,752	-5.5	18,910	48.3	
バーレーン	Bahrain	N F V	17,050	20.4	17,979	5.4	N.A.	-	N.A.	-			
イスラエル	Israel	R F T	9,424	13.1	10,676	13.3	14,506	35.9	9,768	-32.7	13,500	38.2	
アルメニア	Armenia	R F T	8,125	5.8	10,150	24.9	11,110	9.5	11,900	7.1			
オマーン	Oman	N H A T	6,796	-7.5	7,719	13.6	10,275	33.1	11,497	11.9			
チュニジア	Tunisia	N F T	10,847	15.0	11,414	5.2	11,206	-1.8	11,073	-1.2			
シリア	Syria	N F V	5,841	-13.0	6,958	19.1	8,325	19.6	8,907	7.0			
サウジアラビア	Saudi Arabia	N F T	9,850	-3.6	12,438	26.3	14,590	17.3	6,539	-55.2			
カザフスタン	Kazakhstan	R F V	4,222	33.1	5,223	23.7	5,013	-4.0	N.A.	-			
クウェート	Kuwait	N F V	7,211	-14.7	6,551	-9.2	6,215	-5.1	4,606	-25.9			
南アフリカ共和国	South Africa	R F T	31,989	17.2	31,855	-0.4	27,621	-13.3	20,513	-25.7	27,577	34.4	
ナイジェリア	Nigeria	N F V	13,671	10.0	23,475	71.7	26,087	11.1	27,130	4.0			
ジンバブエ	Zimbabwe	R F V	12,124	15.7	12,949	6.8	14,803	14.3	18,389	24.2			
ケニア	Kenya	R F V	14,655	-	12,728	-13.1	7,411	-41.8	10,150	37.0	10,866	7.1	
ザンビア	Zambia	R F T	4,317	-17.0	4,835	12.0	4,241	-12.3	5,373	26.0			
マダガスカル	Madagascar	N F T	6,697	12.5	7,397	10.5	7,500	1.4	1,627	-78.3			
フランス	France	R F T	696,000	4.5	698,000	0.3	674,000	-3.4	697,000	3.4			
ドイツ	Germany	R A A T	759,899	4.1	661,792	-12.9	597,655	-9.7	537,984	-10.0	605,231	12.5	
スペイン	Spain	R F T	255,309	41.0	346,047	35.5	237,493	-31.4	229,856	-3.2	332,697	44.7	
イタリア	Italy	N F T	323,451	15.0	320,681	-0.9	283,819	-11.5	320,591	13.0			
スイス	Switzerland	R H A T	347,299	3.6	324,554	-6.5	277,657	-14.4	275,505	-0.8	297,562	8.0	
英国	U.K.	R F V	341,932	3.0	307,633	-10.0	238,910	-22.3	235,471	-1.4	220,000	-6.6	
オーストリア	Austria	R A A T	267,909	-3.9	229,347	-14.4	208,150	-9.2	198,751	-4.5	210,193	5.8	
クロアチア	Croatia	R A A T	64,751	97.7	86,404	33.4	143,704	66.3	163,400	13.7			
チェコ	Czech Republic	N A A T	145,804	-5.3	136,587	-6.3	123,275	-9.7	114,777	-6.9	132,924	15.8	
オランダ	Netherlands	R H A T	141,700	-9.7	128,800	-9.1	114,400	-11.2	99,300	-13.2	119,000	19.8	
ベルギー	Belgium	R A A T	110,076	-1.7	109,902	-0.2	100,712	-8.4	80,093	-20.5			
ロシア	Russia	N F V	97,648	11.4	83,621	-14.4	86,237	3.1	74,159	-14.0	78,188	5.4	
ハンガリー	Hungary	N A A T	102,168	-8.9	94,894	-7.1	75,261	-20.7	71,124	-5.5			
フィンランド	Finland	R A A T	78,940	12.1	82,473	4.5	80,180	-2.8	65,949	-17.7	68,751	4.2	
ポルトガル	Portugal	R A A T	76,821	-22.9	66,446	-13.5	63,486	-4.5	57,641	-9.2			
スウェーデン	Sweden	R A A T	56,006	-0.9	51,771	-7.6	50,020	-3.4	45,549	-8.9			
スロベニア	Slovenia	N A A T	19,880	63.6	24,506	23.3	39,733	62.1	48,182	21.3	40,428	-16.1	
ポーランド	Poland	N F V	40,926	3.7	47,532	16.1	42,000	-11.6	35,000	-16.7			
デンマーク	Denmark	R A A T	33,762	-15.5	34,574	2.4	33,233	-3.9	30,726	-7.5			
ノルウェー	Norway	N F T	37,000	-9.8	32,000	-13.5	29,000	-9.4	25,000	-13.8			
スロバキア	Slovakia	N A A T	15,878	10.9	13,496	-15.0	13,743	1.8	11,351	-17.4	11,523	1.5	
アイルランド	Ireland	R F T	19,000	0.0	16,000	-15.8	14,000	-12.5	11,000	-21.4			
ルーマニア	Romania	R F V	14,185	3.3	15,512	9.4	13,095	-15.6	10,345	-21.0			
ブルガリア	Bulgaria	R F V	11,833	5.0	12,154	2.7	9,830	-19.1	8,458	-14.0	9,969	17.9	
アイスランド	Iceland	N A A T	12,704	-8.3	10,797	-15.0	11,205	3.8	11,991	7.0	9,786	-18.4	
リトアニア	Lithuania	R A A T	8,833	-1.2	9,105	3.1	9,349	2.7	7,599	-18.7	7,654	0.7	
エストニア	Estonia	R A A T	8,093	0.3	6,799	-16.0	6,862	0.9	7,253	5.7	7,235	-0.2	
ギリシャ	Greece	N F T	50,525	10.8	28,779	-43.0	10,926	-62.0	6,765	-38.1			
ラトビア	Latvia	R A A T	5,249	-8.4	6,065	15.5	6,043	-0.4	6,690	10.7			
ウクライナ	Ukraine	R F T	6,833	29.0	6,903	1.0	6,437	-6.8	5,439	-15.5	6,206	14.1	
モナコ	Monaco	N H A T	6,370	-17.0	6,444	1.2	6,017	-6.6	5,124	-14.8	4,520	-11.8	
サンマリノ	San Marino	N F V	6,019	-42.9	3,306	-45.1	3,170	-4.1	N.A.	-			
米国	U.S.A.	R F T	3,672,584	-5.4	3,531,489	-3.8	3,249,578	-8.0	2,918,268	-10.2	3,386,076	16.0	
(ハワイ州)	(Hawaii)	R F T	1,362,878	-10.2	1,296,421	-4.9	1,175,199	-9.4	1,168,080	-0.6	1,229,762	5.3	
カナダ	Canada	R F V	401,127	-9.2	343,451	-14.4	287,198	-16.4	205,639	-28.4	243,040	18.2	
メキシコ	Mexico	N F T	68,981	4.9	71,857	4.2	69,797	-2.9	52,289	-25.1	66,164	26.5	
ブラジル	Brazil	R F T	74,638	9.7	63,381	-15.1	81,270	28.2	66,655	-18.0	59,742	-10.4	
ペルー	Peru	R F T	33,925	4.2	38,424	13.3	42,745	11.2	36,394	-14.9			
アルゼンチン	Argentina	N F T	19,273	15.6	N.A.	-	N.A.	-	N.A.	-			
チリ	Chile	N F T	13,230	-4.7	14,674	10.9	15,553	6.0	14,065	-9.6	15,760	12.1	
ボリビア	Bolivia	N H A T	7,505	3.9	N.A.	-	N.A.	-	N.A.	-			
グアテマラ	Guatemala	N F V	6,446	33.3	6,791	5.4	6,521	-4.0	5,110	-21.6	7,081	38.6	
キューバ	Cuba	R F V	5,282	-17.6	6,647	25.8	5,550	-16.5	5,460	-1.6			
コロンビア	Colombia	N F V	4,466	3.0	4,870	9.0	5,302	8.9	4,987	-5.9			
エクアドル	Ecuador	N F V	4,002	-6.3	4,760	18.9	5,533	16.2	4,951	-10.5			
コスタリカ	Costa Rica	N F T	5,478	-9.5	5,438	-0.7	5,368	-1.3	4,746	-11.6	4,321	-9.0	
パナマ	Panama	R F V	4,237	13.4	5,689	34.3	6,475	13.8	3,133	-51.6			

作成：日本政府観光局(JNTO) / 出典：UNWTO, PATA, 各国政府観光局, 各国統計局

斜体：暫定値

Compilation: Japan National Tourism Organization; Source: UNWTO, PATA, National Tourism Offices and National Statistical Offices

◆備考 / Remarks: R: 居住別統計 / Reported by residence N: 国籍別統計 / Reported by nationality
F: 国境到着者数 / Frontier arrivals AA: 登録観光宿泊施設到着者数 / Arrivals in registered tourist accommodations HA: ホテル到着者数 / Arrivals in hotels
AN: 登録観光宿泊施設泊数 / Nights in registered tourist accommodations HN: ホテル泊数 / Nights spent in hotels
V: 日帰りを含む旅行者数 / Both same-day and overnight visitors T: 宿泊を伴った旅行者数 / Overnight visitors only

◆注: ●本表では主に、日本人訪問者数が5千人を超える国・地域を対象とした。
●本表には国境到着者数、ホテル到着者数などの統計が混在しており、集計基準が異なるため、同一指標としての比較はできない。特にヨーロッパの比較においては注意を要する。
●米国の数値には、米国本国(全米50州とコロンビア特別区)への入国者の他、北マリアナ諸島、グアム、米領サモア、米領バージン諸島などの地域への入域者が含まれる。
●サイパンは北マリアナ諸島に属する。
●北朝鮮、ウズベキスタン、イラン、アラブ首長国連邦、カタール、ルクセンブルク、マルタ、ベリーズ、ハイチ、スーダン、モザンビーク、ナミビア、コートジボワール、セネガルなどは、日本人訪問者数
●各国の数値は、推計値から確定値への変更、統計基準の変更、数値の非整合性などの理由により、その都度、過去にさかのぼって変更されることがある。